

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について

平成24年9月18日、生企甲達第112号、
県相甲達第18号、地甲達第95号、
通指甲達第42号、少甲達第49号、
刑企甲達第105号、捜一甲達第39号
石川県警察本部長から部課署長あて

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。別添1参照。）が平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されることとなった。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の養護に資することを目的として法が制定されたことを踏まえ、下記の点に留意して適切な対応に努められたい。

記

第1 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条、第16条、第22条関係）

法第7条においては、養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものと除く。以下同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、第16条においては、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならないこととされ、法第22条においては、使用者（障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者）による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに市町村又は都道府県に通報しなければならないこととされた。

したがって、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町に通報すること。

なお、使用者による障害者虐待事案については通報先は市町村又は都道府県とされている（法第22条）ところであるが、障害者虐待事案の対応状況管理や関係機関との連携の円滑化の観点から、警察が認知した障害者虐待事案については、虐待行為者の種別を問わず、市町に通報することとする。

（1）通報対象となる事案

原則として、警察が認知した障害者虐待事案のうち、児童虐待事案又は高齢者虐待事案に該当しないもの全てが対象となる（被害者が18歳未満である事案

については「児童虐待の防止等に関する法（平成12年法律第82号）」に基づく通告を、65歳以上である事案については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づく通報を行うこととなる。）。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 被害者が法に規定する「障害者」に該当するかどうか判断ができない場合
法に規定する「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。）とされている。

しかしながら、警察において「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状況にある」かどうかの判断をすることは困難であるため、被害者の外見や言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると判断した場合には、通報の対象とすること。

なお、被害者が自身を障害者であると認識していないなくても差し支えない。

イ 虐待行為があつたことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について行うものであるので、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

なお、障害の特性から、被害者が自分のされていることが虐待であることが認識できない場合があるので、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断することのないようにすること。

ウ 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、当たる可能性があると判断できれば、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

エ 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

障害者虐待を受けている旨の申出が障害者からなされた場合は、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われるときであっても、市町において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

オ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が障害者の配偶者から行われた場合は、障害者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、障害者虐待事案として市町に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応もを行うこと。

なお、被害障害者の保護が必要な場合に、市町と配偶者暴力相談支援セン

ターのいざれかに引き継ぐかは、障害の程度等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(2) 通報要領

警察で認知した障害者虐待事案については、警察署の生活安全担当課に集約し、生活安全担当課から市町に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、市町に申し入れておくこと。通報は、原則として別添2の障害者虐待事案通報票により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとすること。通報時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、障害者虐待事案通報票の記載要領については、別添3を参照すること。

また、警察本部の警察安全相談業務等で認知した障害者虐待事案については、確実に関係する警察署に連絡し、市町に対する通報に遺漏のないようにすること。

(3) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町から措置結果の連絡がないときには、警察から市町に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

障害者虐待事案については、市町に通報するほか、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に検討した上で、取り扱うべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋の捜索、被疑者の逮捕等の必要な捜査を積極的に行い、捜査を契機として、障害者の死亡等事態が深刻化する前に障害者を救出保護すること。

また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、障害者の住所又は居所への立入り調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができる事が規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町長から障害者虐待事案に係る援助依頼書（別添4）の提出を求めた上で、速やかに市町長と事前協議を行い、対応

の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、警察署の生活安全担当課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門にも協力を求めること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第3 報告

1 市町への通報

市町への通報を依頼した場合は、障害者虐待事案通報票（別添2）の写しを警察本部生活安全部生活安全企画課あてに送付すること。

なお、電話により通報した場合は、その概要を報告すること。

2 援助依頼への対応

市町長から援助依頼を受けた場合は、障害者虐待事案援助依頼書（別添4）の写しを警察本部生活安全部生活安全企画課あてに送付するとともに、援助の実施状況を報告すること。

第4 その他

1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町を始め、石川県健康福祉部障害保健福祉課、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等との連携を強化し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようすること。

なお、市町村や都道府県においては、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備をしなければならないこととされているので、市町及び県から警察に対して連絡会議等への参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、法の内容、障害の特性等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

なお、障害者虐待事案における対応の流れについては、別添5のとおりであるので、参考とされたい。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十九号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条～第十四条）
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条～第二十条）
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条～第二十八条）

(通報等を受けた場合の措置)
第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待をを受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）との対応について協議を行うものとする。

章において同じ。)を受けたと思われる障害者を見つけることは、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏洩・示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

前項に規定するものは、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、 養護者に対する支援等

第七条 養護者による障害者虐待に関する通報等

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

障害者福音施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福音に業務上関係のある団体並びに障害者福音社施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福音社に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による生命又は身体に重大な危険が生じておそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

卷之三

卷之三

(立入調査)

第十一條 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行ふ場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行ふ権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観點から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第一項の措置が採られた場合には、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第三項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者の面会を制限することができる。

卷之三

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第一号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減ため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るために緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間看護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害者福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたこと的理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

(検討)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不當に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経渉的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人
文部科学大臣 江田 五月
厚生労働大臣 細川 律夫
国土交通大臣 大畠 章宏

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全部の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号))

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

(調整規定)

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける第二条第一項及び二条第六項の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは「第二条」とする。

別添2

第 号

障害者虐待事案通報票

年 月 日

○ ○ 市(町、村)長 殿

○ ○ 警察署長 印

次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。

発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
障 害 者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他 ()
	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	() — 番
職 業 等		
養 護 者 等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話	() — 番
	職 業 等	
虐待 の 状 況	障害者との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族 () <input type="checkbox"/> 福祉関係者 <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先	警察署 電話 ()	課 氏名 — 番 内線

別添3

障害者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

障害者虐待事案を認知した日を記載すること。障害者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、障害者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、障害者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「近隣住民からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「障害者」欄

被害者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「障害の内容」欄

障害者、親族等からの聴取結果のほか、被害者と対面した警察職員の目視による確認や主観的判断によりチェックすることで差し支えない。

障害が複数ある場合には、該当するもの全てにチェックすること。

「その他」には、例えば、発達障害、高次脳機能障害が該当する。なお、言動が不自然であるが、知的障害か精神障害かその他の障害かの判別ができないような場合には、「□その他（　）」にチェックし、（　）内には「不詳」と記載すること。

5 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（　）」にチェックし、（　）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

障害者福祉施設従事者等による虐待（法第16条）、使用者による虐待（法第21条）に該当する場合は、それぞれ、「□福祉関係者」「□職場関係者」にチェックし、施設名や勤務先の名称等については、「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

6 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、以下の行為に該当するものすべてにチェックすること。

①身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

②性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行

為をさせること。

③心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。使用者による不当な差別的言動を含む。

④放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。障害者福祉施設従事者等による他の利用者による①から③までの行為と同様の行為の放置や、事業主による他の労働者による①から③までの行為と同様の行為の放置を含む。

⑤経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとして差し支えない。

8 「参考事項」欄

障害者の言動、警察において講じた措置等市町村において障害者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

別添4

第 号

障害者虐待事案に係る援助依頼書

年 月 日

○ ○ 警察署長 殿

○ ○ 市(町、村)長 印

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日 時 場 所	年 月 日	時 分～	時 分
障害者	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()		
	障害の内容 (ふりがな)			
	氏 名	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女		
	生年月日	年 月	日生()	(歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()		
電 話	()	—	番	
職 業 等				
養護者等	(ふりがな)	<input type="checkbox"/> 男 • <input type="checkbox"/> 女		
	氏 名			
	生年月日	年 月	日生()	(歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()		
	電 話	()	—	番
職 業 等				
虐待の状況	障害者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> その他()		
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待		
	虐待の内容			
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職		氏名	
	電話	()	—	番 内線
	携帯電話	—	—	番

障害者虐待事案における対応の流れ

